



主 要 目 次

告 示

- 47 自衛隊員の募集(市町村課)
- 48 公共測量の終了通知(監理課)
- 49 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 50 道路の区域変更(道路管理課)
- 51 道路の供用開始(道路管理課)
- 52 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 53 都市計画の変更案の縦覧(都市政策課)

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課)

病院局管理規程

- 1 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程(病院局総務課)

病院局公告

特定調達契約の落札者等(病院局総務課)
特定調達契約の落札者等(病院局総務課)

雑 報

プロポーザルの実施(大学・私学振興課)

告 示

◎新潟県告示第47号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員(平成30年3・4月入隊)の募集を次のとおり行う。

平成30年1月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 募集対象

種 目	要員区分	採用予定数	対象者
自衛官 候補生 (男子)	陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	若干名	採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の男子

2 試験期日及び試験会場等

区 分	試験期日及び試験会場	募集期間及び合格発表等
第1回 採用試験	終了	—
第2回 採用試験		
第3回		

採用試験 第4回 採用試験		
第5回 採用試験	○ 平成30年2月10日(土) 陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1) ○ 平成30年2月11日(日) 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)	※ 左記のうち受験日を指定 ※ 募集期間(現在受付中) 平成30年2月5日(月)まで ※ 合格発表 平成30年2月19日(月)
第6回 採用試験	○ 平成30年3月3日(土) 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)	※ 募集期間(現在受付中) 平成30年2月26日(月)まで ※ 合格発表 平成30年3月9日(金)

※ 採用試験は、状況により中止又は期日・会場等を変更する場合がある。

3 応募手続

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部出張所、地域事務所等で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

4 その他

応募手続に関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ問い合わせをすること。

◎新潟県告示第48号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年1月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量
標高データ(地図情報レベル1000、1.0mメッシュ)
- 2 作業期間 平成29年9月11日から平成29年12月20日まで
- 3 作業地域 新潟市の一部

◎新潟県告示第49号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成30年1月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 処分をした年月日 平成29年11月27日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社伊藤工業
伊藤 寿明
- 3 主たる営業所の所在地
新発田市住吉町4丁目5-23-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第38687号
- 5 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成29年11月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年12月8日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社北信
沖 卓哉

3 主たる営業所の所在地

新発田市佐々木1766番地9

4 許可番号 新潟県知事許可（般－25）第41522号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年12月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年12月5日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

杉本内装
杉本 和也

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市山口町2丁目2番63号

4 許可番号 新潟県知事許可（般－27）第44852号

5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年11月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年12月12日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

梅川建築
梅川 啓介

3 主たる営業所の所在地

新発田市下中沢140－1

4 許可番号 新潟県知事許可（般－28）第44983号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年12月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年12月19日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

松生工務店
松生 実

3 主たる営業所の所在地

新潟市北区松浜6－6－3

4 許可番号 新潟県知事許可（般－26）第43463号

5 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年12月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年12月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社笹建総業
笹原 直人
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区大湊2578番地
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－27）第44918号
 - 5 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年12月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年12月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
カネセホームテック株式会社
後藤 透
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区下木戸3丁目3番36号
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－24）第23708号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年12月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年12月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
石山工務店
石山 與四郎
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市下保内333
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－27）第21051号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年12月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年12月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新明建設
貝瀬 明
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市滝谷1052
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－29）第18605号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年12月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成29年11月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社テッコ横山
横山 紀雄
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市小出島74
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－26）第7685号
 - 5 処分の内容 大工工事業、屋根工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年11月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年12月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社関矢工業
関矢 陽介
 - 3 主たる営業所の所在地
魚沼市並柳1530番地2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特－26）第7699号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年12月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年12月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
日本建工株式会社
渡部 力
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市木落34番地3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－27）第40223号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年12月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成29年11月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社永野鉄工所
永野 英明
 - 3 主たる営業所の所在地
妙高市小出雲3丁目4番1号
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般－24）第10187号
 - 5 処分の内容 鋼構造物工事業、鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成29年11月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年12月1日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
原塗装
原 茂夫
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市柿崎区角取466
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第39059号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年12月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年11月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社前里工業
滝澤 正徳
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市川口田麦山109番地1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第17561号
 - 5 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年11月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成29年12月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
和田忠砂利有限会社
和田 良博
 - 3 主たる営業所の所在地
小千谷市大字三仏生3610番地1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第43838号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成29年12月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 1月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西野谷新田新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字長森字石蔵910番1から	新	10.7～22.0メートル	722.9メートル
同市大字長森字切石1354番1まで	旧	7.0～15.0メートル	725.2メートル

◎新潟県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年1月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 西野谷新田新井線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字長森字石蔵910番1から同市大字長森字切石1354番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年1月19日

◎新潟県告示第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年1月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画地区計画（新潟市決定）
名称 新津インター西地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

◎新潟県告示第53号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成30年1月19日

新潟県

代表者 新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 都市計画の種類
長岡都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 長岡都市計画市街化区域
 - ア 追加する部分
長岡市蓮潟町字五郎作、字中沼、巻島町字四ツ割及び福道町字本所の各一部
 - イ 削除する部分
なし
 - (2) 長岡都市計画市街化調整区域
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
長岡市蓮潟町字五郎作、字中沼、巻島町字四ツ割及び福道町字本所の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成30年 1月19日
至 平成30年 2月 2日

(2) 場所

- ア 長岡市沖田 2丁目173番地 2 (〒940-8567)
新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課
- イ 長岡市大手通 2丁目 6番地フェニックス大手イースト 8階 (〒940-0062)
長岡市都市整備部都市計画課
- ウ 長岡市大手通 1丁目 4番地10 (〒940-8501)
長岡市シティホールプラザアオーレ長岡 東棟情報ラウンジ
- エ 見附市昭和町 2丁目 1番 1号 (〒954-8686)
見附市建設課

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

長岡市及び見附市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

平成30年 2月 2日 (金) (必着のこと。)

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について (公告)

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成30年 1月19日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 (仮称) イチコ五智店
所在地 上越市五智 1丁目14番地
設置者 株式会社一小イチコ

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による新設の届出
公告日 平成29年 9月 1日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成30年 1月19日から平成30年 2月19日まで

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第1号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年1月19日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（受託者の払込手続） 第44条の4 受託者は、収納の委託を受けた収入金を領収したときは、納入に領収書を交付するとともに、<u>受託現金払込書等</u>により速やかに（病院局が期日を指定した場合にあつては、その期日までに）企業出納員又は出納店若しくは収納店に払い込まなければならない。 2 （略） （入札参加の申込み） 第223条の3 <u>物品の購入、物品の製造の請負又は複写業務に係るサービスの提供</u>の一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者は、新潟県財務規則第87条第1項に規定する申込みをしなければならない。ただし、病院局長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。	（受託者の払込手続） 第44条の4 受託者は、収納の委託を受けた収入金を領収したときは、納入に領収書を交付するとともに、<u>受託現金払込書</u>により速やかに（病院局が期日を指定した場合にあつては、その期日までに）企業出納員又は出納店若しくは収納店に払い込まなければならない。 2 （略） （入札参加の申込み） 第223条の3 <u>物品の購入等</u>の一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者は、新潟県財務規則第87条第1項に規定する申込みをしなければならない。ただし、病院局長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の新潟県病院局財務規程の規定は、この規程の施行の日以後に公告又は通知する一般競争入札又は指名競争入札について適用し、同日前に公告又は通知した一般競争入札又は指名競争入札については、なお従前の例による。

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 調達物品及び数量
体外衝撃波結石破碎装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法
購入等

- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成30年 1月 5 日
- 6 落札者の氏名及び住所
源川医科器械株式会社
新潟県新潟市中央区西堀通三番町258番地41
- 7 落札価格
39,938,400 円
- 8 入札公告日
平成29年11月24日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 1月19日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

- 1 調達物品及び数量
ジェットウォッシャー超音波洗浄装置システム 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立新発田病院経営課経営係
新潟県新発田市本町 1 丁目 2 番 8 号
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成29年12月21日
- 6 落札者の氏名及び住所
ジェイメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格
54,000,000円
- 8 入札公告日
平成29年11月10日
- 9 落札方式
最低価格

雑 報

プロポーザルの実施について（公告）

平成29年度新潟県立大学セキュアなネットワーク基盤に関する委託業務の受託者を決定するため、次のとおりプロポーザルを行う。

平成30年 1月19日

公立大学法人新潟県立大学

理事長 若 杉 隆 平

- 1 提案を公募する業務の概要
(1) 業務名

平成29年度新潟県立大学セキュアなネットワーク基盤に関する委託業務

(2) 業務内容の仕様等

企画提案公募要領等による。

(3) 業務委託期間

契約締結の翌日から平成30年6月25日(月)まで。

(4) 委託料の見積上限額

企画提案の対象とする委託業務における委託料の費用見積に係る上限額は、5,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(5) 事務局

新潟県立大学総務財務部総務財務課(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)

2 応募資格要件

本企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者(被保佐人、被補助人及び未成年者が必要同意を得ている場合を除く。)でないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立をされた者でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立をされた者でないこと。

(4) 次の事項に該当すると認められる場合で、その事実があった後2年を経過していない者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

カ ア～オのいずれかの事項に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(5) (4)のア～カのいずれかの項目に該当する者を入札代理人として使用する者でないこと。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 公募要領等の配布・受付(参加表明書等の提出)

(1) 公募要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成30年1月15日(月)午前8時30分から1月25日(木)午後5時15分まで。

イ 配布場所

1(5)と同じ。

(2) 受付(参加表明書等の提出)

本企画提案に応募する者は、下記の期間に「参加表明書」を提出すること。

ア 受付期間

平成30年2月1日(木)午後5時15分まで。

イ 受付場所

1(5)と同じ。

ウ 提出方法

事務局へ直接持参(土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで)又は、郵送(書留に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。締切時刻以降の受付は行わない。

4 資料開示申請

次の資料について、参加表明書を提出した者のうち希望する者に対し申請に応じ、配布又は閲覧に供する。

(1) 開示申請資料

ア 新潟県立大学情報基盤システム整備の方針

イ 学内情報基盤システム構成図等の技術的な資料等

(2) 資料開示申請書

企画提案公募要領等による。

(3) 提出期限

「参加表明書」を提出した日から、平成30年2月8日(木)午後5時15分まで。

(4) 提出方法

事務局へ直接持参(土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで)又は、郵送(書留に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。締切時刻以降の受付は行わない。

(5) 資料開示方法

資料開示日時を含む開示方法については、おって申請者あて、別途事務局から連絡する。

5 応募書類の提出

事務局へ直接持参(土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで)又は、郵送(書留に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。持参の場合は、持参する日の前日までに連絡すること。締切時刻以降の受付は行わない。

(1) 受付期間

平成30年2月8日(木)午後5時15分まで。

(2) 提出先

1 (5)と同じ。

(3) 提出書類及び提出部数

企画提案公募要領等による。

(4) 形式

企画提案公募要領等による。

(5) 記載内容

ア 会社概要

イ 業務担当予定者(正副責任者)の略歴等、主な業務実績

ウ 同種業務の実績

エ 他の団体等と協業する内容がある場合にはその体制

オ 費用見積

調査等に要する全ての費用を含むこととする。

当該年度の費用明細は別に添付すること。様式は任意とするが、それぞれ区分、項目、単価、工数(人月又は日)等、経費明細が分かるように記載すること。

カ 企画提案書(様式任意)

6 プレゼンテーションの実施

(1) 提案書提出後、必要に応じてプレゼンテーションの実施を求めることがある。

(2) プレゼンテーション実施の有無、実施する場合の期日、場所等については、事務局から別途通知する。

(3) 審査に用いたプレゼンテーション資料等についても、審査・選考後に事務局へ併せて提出すること。

7 最優秀提案者の選定方法等

(1) 評価基準

5 (5)の記載内容について、整備計画策定に係る助言及び支援者としての適性を持ち合わせているかを評価する。

(2) 選定手順

ア 5の記載内容について形式審査を行い、全て満たしているか否かを判定し、満たしていないものについては不合格とする。

イ 合格したものについて、審査委員の審査・選考を実施する。

ウ なお、審査内容・経過等については公表しない。

(3) 当選者の決定

最優秀提案者は、(2)の審査結果をもとに決定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案を行った全ての者に通知する。当選者については新潟県立大学のHP内に掲載する。なお、審査結果に対する異議等は、一切受け付けない。

8 契約に関する事項

(1) 受託候補者の選定等

最優秀提案者を受託候補者とし、委託仕様について詳細な協議を実施して、再度見積書（詳細な内訳を添付すること。）を徴し、契約を締結する。

なお、協議には、仕様書及び提案書の趣旨を逸脱しない範囲内における内容の変更に係るものを含むこととする。

(2) 受託候補者の参加資格喪失時の取扱い

受託候補者を選定した後、当該事業者が「2 応募資格要件」を満たさなくなった場合で、辞退又は協議・交渉が調わなかったときは、審査において次点となった提案者を受託候補者とする。

(3) 契約書

契約書は2通作成し、委託者及び受託者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、契約書の作成に要する経費は、受託者の負担とする。

9 その他の留意事項

(1) 本業務受託者及びその関連事業者の取扱い

本業務受託者及びその関連事業者は、今後予定している情報システムの内容により新規導入・リプレイスには参加できない場合もある。これは、対象システムの選定において本業務受託者が意思決定者に助言を与えることを鑑み、システム調達に公平性を担保するためである。

(2) 守秘義務

応募書類の作成において、知り得た情報は、第三者に漏らしてはならない。また、応募書類の作成以外に使用してはならない。

(3) 失格の条件

以下の条件の一つに該当する場合は、失格とする。

ア 本要領の規定に違反したもの。

イ 虚偽の内容が記載されていたもの。

ウ 提案価格上限額を超えて提案されたもの。

エ 参加表明書及び応募書類の提出方法、提出先が本要領に適合しないもの。

オ その他選定委員会が不適格と認めたもの。

(4) 費用負担

応募書類の作成など、企画提案公募への参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(5) その他詳細は、企画提案公募要領等による。